

令和5年度以降の国の財政支援について（報告）

1 国に対する要望活動の状況

令和5年度以降の国の財政支援について、産廃特措法事業に関わる自治体（本県を含め15自治体）や田子町と連携・協力し、国等に要望活動を行った。

また、県単独でも重点施策提案として要望活動を行った。

＜主な活動内容＞

日付	活動内容
令和4年5月18日	秋田、福井、三重、滋賀の4県知事が15自治体を代表し、環境大臣に15自治体連名の要望書を手交。
6月20日	本県知事が環境大臣に対し、本県の令和5年度重点施策提案として、来年度以降の財政支援の継続を求める提案書を手交。
7月26日	本県知事が15自治体を代表し、滝沢 求 自由民主党環境部会長に15自治体連名の要望書を手交。
7月28日	田子町長が、滝沢 求 自由民主党環境部会長同席のもと、環境省政務官に対し要望書を手交。
10月27日	福井・三重の両県知事から総務大臣に15自治体連名の要望書を手交
11月15日	本県知事から財務大臣に15自治体連名の要望書を手交
12月2日	令和4年度第2次補正予算成立

2 国の財政支援の内容

要望活動の結果、次のとおり国の財政支援が講じられることとなった。

＜令和5年度以降の財政支援の内容＞

補助率 1/3

交付税措置 残りの2/3に対して37.5%（ $\rightarrow 2/3 \times 37.5\% = 25\%$ ）

※実質的な自治体負担分：42%（ $1 - 1/3 - 25\%$ ）

支援期間 本県等の水処理を含む事案は5年以内（令和9年度まで）

※モニタリングのみの事案は原則3年

3 今後の対応

早期の浄化終了に向け、引き続き浄化対策に全力を挙げて取り組んでいく。